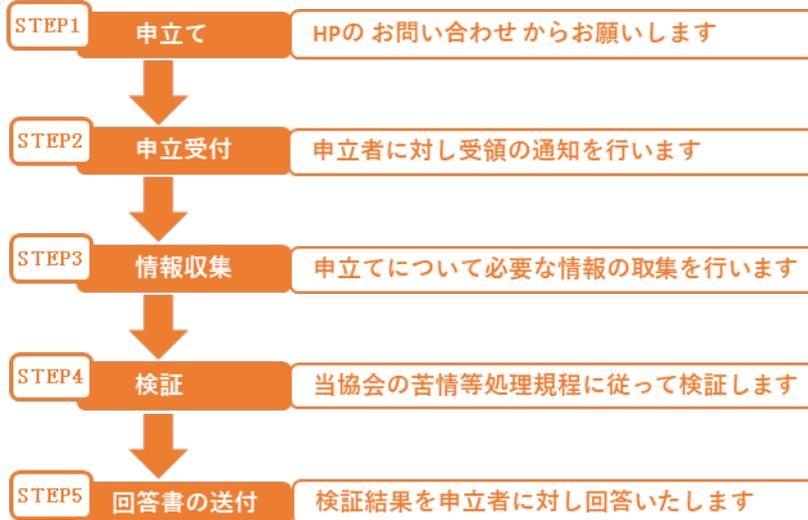


苦情等の処理手順

● 苦情等申立て手続きの流れ



車両検は、申立者等からの下記苦情等に対して車両検の規定に基づき誠意をもってこれに対応いたします。

- (1) 当協会の認証活動に関する苦情
- (2) 当協会の認証省令第9条、第10条、第15条、第16条及び第18条に係る決定に対する異議
- (3) 被認証者に係る認証省令第9条表の6の項の法令違反

以下に各 STEP の留意事項を記載します。

[STEP1] 申立て

苦情等は、HP のお問い合わせの記入欄へ、次の必要事項を明記の上申立てください。

- (1) 申立者等の連絡先(ご氏名、住所、所属、電話番号、メールアドレス等)
連絡先は正確にご記入ください。
- (2) 対象組織・発生時期・発生場所
- (3) 苦情等の内容

[STEP2] 申立受付

STEP1 の必須項目がすべて記入され、内容に正当性があると認められる場合、苦情等の正式な受理とさせていただきます。入手した個人情報本人の許可なく開示いたしません。